

○富山市駐車場条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

富山市規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市駐車場条例（平成 17 年富山市条例第 131 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(利用手続)

第 3 条 駐車場を利用しようとする者は、入場するときは駐車券発行機から駐車券を抜き取り、出場するときは自動料金精算機において当該駐車券を利用し、当該自動料金精算機が表示した駐車料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の場合において、回数駐車券、パーキングカード又は特別駐車券を利用する者は、料金の納付に代えて当該回数駐車券、パーキングカード又は特別駐車券により精算するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、定期駐車券を利用する者は、駐車券の抜き取りに代えて駐車券発行機において当該定期駐車券を利用して入場し、駐車場の出口の自動料金精算機において当該定期駐車券を利用して出場するものとする。

4 富山市営富山駅北駐車場に条例第 9 条に規定する大型自動車又は中型自動車を駐車しようとする者は、入場及び出場の時間について条例第 2 条の 2 に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の確認を受けなければならない。

5 駐車場の定期駐車券による駐車は、駐車場所を指定するなど、特別な取扱いはしないものとする。

- 6 前5項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、指定管理者が別に定める方法により駐車場の利用に係る手続を行うことができる。

(駐車券等の紛失届)

- 第4条 駐車券を紛失した者は、指定管理者に届け出なければならない。

(料金の減免)

- 第5条 条例第7条第3号に規定する自動車を駐車させようとする者は、市営駐車場料金減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市営駐車場料金減免申請書の提出を要しない。

(料金の還付)

- 第6条 条例第8条ただし書の規定により還付する定期駐車券料金の額は、次の各号に定めるところによる。この場合における当該還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(1) 条例第8条第1号に該当するとき。駐車場の供用を休止した日数(昼間券にあっては、当該休止した日数から日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日数)を当該定期駐車券の有効期間の日数(昼間券にあっては、当該有効期間の日数から休日を除いた日数)で除して得た数を当該定期駐車券料金に乗じて得た額

(2) 条例第8条第2号に該当するとき。指定管理者(富山市営城址公園駐車場にあっては、市長)が別に定める額

- 2 条例第8条第2号に規定する市長が必要と認めるときは、住居若しくは事務所の移転又は車両の廃止等やむを得ない理由により定期駐車券が不用になったときとする。

- 3 条例第8条ただし書の規定により料金の還付を受けようとする者は、料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券)

第7条 定期駐車券の有効期間は、月の初日（発行の日が月の途中である場合は、当該発行の日）から当該月の末日までとする。

2 定期駐車券を購入しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、定期駐車券を利用する者が、当該定期駐車券の有効期間の翌月を有効期間とする定期駐車券を購入しようとするときは、当該定期駐車券の提示をもって申込書の提出に代えることができる。

(1) 車両番号

(2) 申込者の住所又は所在地

(3) 申込者の氏名又は名称

3 前項の申込みは、購入しようとする定期駐車券の有効期間の開始の日の7日前から受け付けるものとする。

4 定期駐車券は、第2項の申込書に記載された車両番号の自動車以外の自動車の駐車に使用することができない。

5 定期駐車券を利用する者は、前項の自動車を変更したときは、当該定期駐車券を添え、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

6 市長は、定期駐車券を不正に使用した者に対し、以後の使用を停止することができる。

7 前6項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、指定管理者が別に定める方法により定期駐車券に係る手続を行うことができる。

(駐車券の再発行)

第8条 回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードは、再発行をしない。ただし、定期駐車券を著しく汚損し、盗難を受け、又は紛失したときは、当該定期駐車券の発行を受けている者は、指定管理者が別に定める方法により駐車券の再交付を受けるものとする。

(利用できる自動車の大きさ)

第 9 条 条例第 9 条の規則で定める大きさは、次のとおりとする。

| 駐車場の名称      | 自動車の大きさ（積載物を含む。）                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 富山市営城址公園駐車場 | 長さ 6 メートル、高さ 2 メートル以下のもの                                                           |
| 富山市営桜町駐車場   | 長さ 4. 9 メートル、高さ 2 メートル以下のもの                                                        |
| 富山市営総曲輪駐車場  | (1) 普通自動車等は、長さ 5 メートル、高さ 2 メートル以下のもの<br>(2) 上記以外のものは、長さ 1 2 メートル、高さ 3. 7 メートル以下のもの |
| 富山市営富山駅北駐車場 | (1) 普通自動車等は、長さ 5 メートル、高さ 2 メートル以下のもの<br>(2) 上記以外のものは、長さ 1 2 メートル以下のもの              |

（利用者の遵守事項）

第 1 0 条 駐車場の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行し、追越しをしないこと。
- (2) 駐車位置から離れる自動車を優先通行させること。
- (3) 標識及び係員の指示に従うこと。

（事故報告）

第 1 1 条 指定管理者は、駐車場の管理運営上事故が発生したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事故の状況
- (2) 事故後の措置
- (3) 事故に係る意見

（回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードの受払）

第 1 2 条 指定管理者は、回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードの受払状況を明らかにするため、受払簿等により受払状況を記録しておかなければならない。

(管理日報)

第 1 3 条 指定管理者は、駐車場の管理状況を明らかにするため、管理日報を作成し、市長に報告しなければならない。

(細則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市駐車場条例施行規則（昭和 4 6 年富山市規則第 2 6 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 7 年 9 月 3 0 日富山市規則第 2 8 5 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 9 月 3 0 日富山市規則第 7 0 号）

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 9 日富山市規則第 3 7 号）

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 9 日富山市規則第 1 9 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 4 日富山市規則第 1 0 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第5条関係)

市営駐車場料金減免申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称

|             |                  |                 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 駐 車 場 名     |                  | 富山市営 駐車場        |
| 車 両 番 号     |                  |                 |
| 車 両<br>所有者  | 住 所 又 は<br>所 在 地 | 電 話             |
|             | 氏 名 又 は<br>名 称   |                 |
| 減 免 申 請 期 間 |                  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 申 請 理 由     |                  |                 |

別記様式（第 5 条 関係）